

NTTは50歳退職再雇用制度を廃止せよ!!

# LALUZ

2007年2月20日(火)第45号

**N関労** 西日本NTT関連労働組合

発行責任者 島本 保徳

連絡先: 尼崎市西長洲町2-2-1 NTT 尼崎別館内

Tel. 090-1070-6839 (横林賢二)

Eメール: w\_nkanro@cpost.plala.or.jp

## 単身赴任手当の支払い勝ちとる

### 会社側、回答を修正

#### 主張

事実上、仮住居解釈を見直し

昨年の9月に要求し、3回に及ぶ団体交渉を経る中で吉川組合員に対し、昨年7月分の単身赴任手当3万円が支払われることになった。(次ページ『これまでの経過』を参照)

会社は当初、単身赴任手当の支払いについては、旅費規程第30条(新住居への入居が一日でなければ当月は支払わない)および、社員給与規則第59条(仮住居滞在期間中は支給対象外)を盾に支払いを拒み続けてきた。それが、一転し「手当を支給する」となった背景には「出るところへ出れば、会社側の主張は通らない」との判断があったと思われる。

いずれにしても会社は現行の単身赴任手当支給において「旅費規程」や「給与規則」が実態にそぐわないことを認めたとと言える。

そもそも、単身赴任手当とはどういう性格のものなのか。単身赴任により二重生活を強いられ、生活費も余分にかかる、そのための補填(手当)と考えるのが一般的ではないだろうか。現実配転により単身赴任をよぎなくされた方で一日の着任日=新住居への入居は不可能に近い。

会社はこの不可能を可能にした者にだけ単身赴任手当を当月から支給する・・・としている。この

ような誤魔化しの経費削減は「11万人合理化による賃金30%削減」や「厚労省からも『ノー』を突きつけられた企業年金改悪」などと同一線上にあるといえる。我々の生活を省みず、搾られるだけ搾るという一念のもとに・・・。

#### 新たな解釈は全社員に適用

N関労は今後も単身赴任手当を問題にしている。仮住居期間中の宿泊費や旅費の支払い(実際に必要な経費であり、支払うのが当たり前)が単身赴任手当の支給外とどう関連するのか等、まだまだ解明しなければならない課題は多い。

わずか3万円の要求であるが、会社にとっては大きな損失になった。

なお、会社側は一月末までに各労組に説明を終了した。同様の例が起こった場合、手当を支払うことになる(過去2年に遡り請求可能)。今回、NTT労組所属の社員の中にも同様の事例があり、救済されることとなった。

NTTは50歳退職再雇用制度を  
廃止せよ!!

働く仲間を闘うN関労に入ろう。

w\_nkanro@cpost.plala.or.jp

## 単身赴任手当不払い問題

### これまでの経過

- 2006.6.26 吉川組合員(兵庫支店ソリューション営業部 B B 販売 P T 西グループ = 須磨ビル)に対し、本社技術部情報体系化センタ(平野ビル)へ発令。
- 2006.6.27 吉川さん、会社へ寮の移転を申請。
- 2006.6.29 夕刻、新たな寮は大阪・正雀寮に決まったとの通知を受ける。翌30日(金)、徳島へ帰省。
- 2006.7.3 情報システム体系化センタ(平野ビル)に着任。東須磨寮から通勤。
- 2006.7.8 正雀寮へ転居、9日(月)から平野ビルへ通勤。
- 2006.7.20 7月分の単身赴任手当が支払われず。
- 2006.8.28 N関労、会社側へ要求書を提出。
- 2006.9.6 会社側、回答書(別記1参照)。
- 2006.9.8 この問題で第一回目の対西本社会体交渉。
- 2006.10.12 再度、要求書を提出。
- 2006.10.20 この問題での第二回目の対西本社会体交渉。
- 2006.10.26 会社側、回答書(別記2参照)。
- 2006.12.7 第三者機関へ提訴(別記4参照 = 紛争の要点)。
- 2006.12.8 この問題での第三回目の対西本社会体交渉。会社側、支払いについて検討中であることを表明。組合側は支払う意思が確認できれば提訴をとめることもやぶさかでない、と表明。
- 2006.12 下旬 組合側、提訴を取り下げ。
- 2006.1.19 会社側、修正回答(別記3参照。)

### 資料

#### 別記1(2006年9月6日回答書)

##### 組合要求

1. 吉川組合員に2006年7月分の単身赴任手当を支払うこと。
2. このような事象が再び発生しないよう、単身赴任手当支給始期を、住居の移転の日ではな

く、赴任日を起点とするよう社員給与規則を改正すること。

##### 会社回答

1. 社員の単身赴任手当の支給については、社員給与規則に基づき適正に支給されているものであり、要求に応じる考えはありません。
2. 単身赴任手当については、社員の住居の移転日をもって単身赴任の事実が確定し支給するものであることから、支給始期の変更について要求に応じる考えはありません。

#### 別記2(2006年10月26日回答書)

##### 組合要求

吉川組合員の単身赴任手当の7月分を早急に支払うように改めて要求する。単身赴任が継続しているにもかかわらず、単身赴任手当を支給しないのであれば、その根拠(とりわけ、7月1日から7月8日までの間が単身赴任でなくなったとする根拠)を文書で提示することを要求する。

##### 会社回答

当該社員の単身赴任手当については、社員給与規則に基づき適正に支給されているものであり、要求に応じる考えはありません。

7月1日から7月8日の間については、旅費規程30条に基づき仮住居滞在期間と見做したものであります。(社員給与規則59条に基づき仮住居滞在期間については単身赴任手当の支給対象外)

本件においては、新事業所に転勤を命ぜられた当該組合員が、旧住所(赴任の任命の日における住所)から通勤できない又は著しく困難であるため、発令日の翌日に社宅を申請し、決定した社宅(新住所)に移転をしたことから、旅費規程第30条に基づき、交通費、日当、宿泊料、移転雑費等の移転費(=赴任旅費)を支給し、赴任の任命の日から新住所に移転するまでの間(旧住所に在住していた7月1日から7月8日の間)については、旅費規程第30条に基づき仮住居滞在期間と見做したものであります。

## 別記3(2007年1月19日修正回答書)

### 会社回答

単身赴任手当については、仮住居(旅費規程上「着任後において臨時に宿泊する施設」)滞在期間中は、住所が確定しておらず、単身赴任者が否かの明確な切り分けができない(家族帯同(住所を同じくする)になるかもしれない)ことから、単身赴任手当の支給始期から外しているものである。

従って、転勤前後において単身赴任が結果として継続するケースにおいても、着任後にホテル等の「臨時に宿泊する施設」に滞在する場合は、仮住居の解消の翌日を単身赴任手当の支給始期とする。

しかしながら、今回の吉川組合員のケースにおいては、7月1日から8日までの間、旧住所(須磨寮)に在住しており、臨時に宿泊する施設に滞在していない(仮住居滞在費も支給されていない)ことから、当該期間は「仮住居滞在期間」には当たらないと判断し、7月分の単身赴任手当を支給することとする。

## 別記4(紛争の要点)

1. NTT西日本は、申立人(吉川)に2006年7月分の単身赴任手当3万円を支払うこと。
2. 事実経過

申立人は、2006年6月30日までNTT兵庫支店ソリューション営業部に勤務し、徳島の自宅からの通勤は困難なため単身赴任を余儀なくされ、NTT東須磨寮に居住し、単身赴任手当3万円を受給していた。

7月1日発令の辞令により、申立人はNTT西日本技術部情報システム体系化センタへ転勤を命じられ着任することになった。新勤務地には、通勤に時間がかかるためより近い寮へ入居を求め7月8日に引越しを行った。

申立人は、引き続いての単身赴任であるから、それまで支払われていた毎月3万円の単身赴任手当が支給されるものと思っていたが、会社は7月1日に新住居に入居していないため、社員

給与規定により支払えないとして支払わなかった。

### 3. 当方の主張

単身赴任は一時も解消されていない。

7月3日に大阪平野へ着任し、7月8日に引越ししてNTT正雀寮から通勤しているが、7月8日までNTT東須磨寮で生活してきた。その間単身赴任が一時も解消されていないのは明白であり、7月分の単身赴任手当は継続して支払われるべきものである。

単身赴任手当の支給停止は翌月からである。

仮に相手方(NTT)の主張のように新たな単身赴任という事態だとしても、旅費規程(社長達第48号)第63条には、「単身赴任の事実が消滅した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)から支給を停止する」とされている。したがって、7月1日から8日までの間は単身赴任が継続されていることから、7月分の単身赴任手当の支給を7月分から停止する根拠はないものである。

「仮住居」との主張には根拠がない。

相手方(NTT)は、新たな住居に居住していない事実をもって、それまで居住していた須磨寮を前記第63条の「仮住居」と認定している。しかし、前記第63条の「仮住居」は、新たに単身赴任を開始する場合を想定したものである。すでに居住している独身寮が、勤務地の変更によって「仮住居」に変更する根拠はないものである。

### 4. 相手方(NTT)の主張

社員就業規則、旅費規程により住居を移転した場合は月の初めに入居していなければ仮住居とし、仮住居が解消されてから後でなければ単身赴任手当の支給対象にならないとし、翌月の8月分から支給したとしている。

### 吉川さん談

「強制配転の連続で寮が変わったのに単身赴任手当が支払われない。本当に腹が立った。N関労をつくっていてよかった。旧労組のままだったら泣き寝入りさせられていたと思います」

## 湧き上がる怒りの声

(ほんの一部です)

国側、「1000億以上の収益を上げているNTTの減額を承認できるわけがない」

NTT企業年金訴訟(正式名称:年金規約変更不承認処分取消請求事件)の第3回口頭弁論は1月25日に行われ、これに先立つ22日に訴訟参加を許可された「NTT企業年金改悪に反対する会」などの訴訟参加者Bグループの代理人、加藤晋介弁護士も入廷した。

双方の主張が交わされ、前日以後NTT側から出されていた「過去に減額申請した事例を提出するよう厚生労働省に命令してほしい」との申し出に対して、国側は「他の企業実績情報の提出には個人情報保護の観点から応じるわけにはいかない」と主張した。

NTT側は「2000件余りの減額申請のうち、不承認はNTTのみであり、これは平等原則違反である」と主張。これに対し国は「収支が改善され、1000億円以上の収益を上げているNTTの減額を承認できるわけがない」と反論している。

このあと訴訟参加人・外川洋子さんの陳述が行われた。

国側は「既に主張と証拠は出揃っており、NTTの「文書提出命令」申請を却下し、裁判の早期終結を図ってほしい」と主張した。

反対する会では、裁判の進展状況は、国側が結審を求めるほどに進行して、本年8~9月に結審・判決もありうるとし、悔いのない闘いをしていこう、としている。

なお次回の口頭弁論は4月20日に行われることとなった。

仕事の内容(経験、適性を生かした)福利厚生(社宅、寮、保養所の充実)  
(西日本・京都)

社宅を追い出される。ボーナスや賃金がまったく上がらない。D評価の嫌がらせ問題。強制配転。退職再雇用制度の廃止。NTT労組が対応しない問題。  
(ネオメイト・大阪)

地元へ帰すこと。本人の望む職種(職場)へ配転すること。  
(西日本・徳島)

現在の職場は営業なのかどうか良くわからない。われわれに何を求めているのかもよく判らない。まともな管理者に替えてもらいたい。  
(西日本・兵庫)

休憩室がほしい。畳のある部屋を。昼休みに食堂で食事をしないとき、自分の机などで食事をするのは不自然。パソコン等、端末機のあるところでは、お茶などをこぼすことなどを考えると、もっと職場の環境を考えてほしい。  
(兵庫会社)

誇りが持てる仕事を！上司は上のことばかり気にして現場の声を聞こうとしない。  
(西日本・兵庫)

評価の透明性、いやがらせのD評価、評価中立組織の設立。サービス残業、販外(勤務時間と認めない)の問題。社宅制度。  
(ネオメイト・大阪)

安定した仕事、職場。再編の名の下、職場が変わりすぎ。  
(ネオメイト・兵庫)

根拠の無い単身赴任をやめて、全員地元へ戻らせること。  
(西日本・兵庫)

二人の子供を社会人にするまでの学費等の返済がまだ続いている。貧困は悪だ。家内が軽い「うつ」か「更年期障害」で少し大変だ！  
(兵庫会社)

福利厚生が年々悪くなっている。保養所、食堂がなくなる。  
(西日本・大阪)